

件ですか、これは先日畧式になりましたよ」
僕は書記に向つて、

150

「検事は起訴したりと言ひ、判事は公訴の提起なしと云つて僕を欺してをいて、こつそり畧式にするとはけしからんではありませんか」………欺したと言つた僕の言葉が氣にさわつたか書記は奮然色をなして、

「當裁判所として欺すといふやうな事は絶対にありません」といふ。

「さうだ、そんな事が絶対にあつてはならぬ、僕もそれを聞いて安心だ」と答へる。

不公平な裁判を受けた形になるね」と僕は書記に向つて詰る。

書記「決してだましたのではありません事務上の間違でありますやう」

僕「無論さうで御座いますしやう事務上の間違でありますやう、然し客觀的に見てだました形になつてゐるといふのだ」

書記「そういわれては仕方がありませんが、當裁判所としては絶対公平無私であります」

僕「それは公平無私でなければならぬ、僕もそれを聞いて安心だ、所が事實に於いて僕は不公平な裁判を受けてゐる形になつてゐるのだ、裁判所が審理の結果却下せられ

るものでありますならば、私は満足いたしません、然し検事の公訴がないといふ理由で却下せられるとは不肖は遺憾にたねぬ、裁判所が公平無私な所であるとすれば、裁判所が事務上の間違ひから僕に不公平な裁判を與へたとすれば、裁判所は僕に與へた不公平を除く可き責任ありや否や？」

書記「どうもその不公平を除くと云つた所で、貴殿の方から再審の手續をしてもらふより他に方法はありません」

僕「再審そんな面倒くさい事ですか、まあ君この事件の性質を聞いてくれ給へ、僕が二月二十七日に告訴狀を提起したるに對し、七月三十一日まで地方裁判所検事局が審理を續けて、その揚句區の検事局に移送し、區の検事局は直に起訴したりとの通知を余に發したる故に、余が附帯私訴を提起したれば裁判所は、公訴の提起なしとの理由で却下するではありませんか、僕は検事局にその理由を質すと、君おかしきではないか、検事が「フーム三十五萬圓か」と検事は云つてゐるではありませんか、僕はその検事の言葉を聞いた時には、實に嘔吐を催はしましたよ、検事が二百日間も頭を悩ました問題を、判事は一時間の判斷で畧式にするとは、裁判所も勝手なものですね」

三人の書記はニコ／＼笑つてゐる。

一六二

僕「それでは一寸寺嶋判事殿に會見致したう御座います」
書記「寺嶋判事は民事部へ轉任になりました」

僕「そうですか、いろ／＼御面倒をかけました、では失禮致します」

むし暑い大阪控訴院の廊下は、ヘンな目つきの連中が埋ま／＼つてゐる、日々何十件といふやくざな利己主義一天張の連中相手の、判事検事諸氏もなか／＼並大抵の努力ではないと、そぞろ敬意を表せざるを得なかつた、いやこんな裁判を持ち出して判検事を困らすとは僕も罪な男だと思つた、司法権の獨立といふもやつぱりそれは相対性だと思つた。

X

X

X

X

僕は歸へりに大阪毎日新聞社を訪れた。

X

X

X

X

大阪のある堂々たる社屋の前に立つた時に、僕は噴怒の情一時に胸にせまりてワツト聲をあげて泣いた、往來り電車と自動車の轟々たる響に僕の泣き聲は人々の耳には入らなかつたであろう、僕は涙を拭ひて大毎の社前を二三回往復して、涙にうるほした顔の形をなほしてから大毎本社の應接に現はれるのであつた。

大毎側は編輯署名人の荒木利一郎君と社長秘書の立半静雄君の兩君あてつた。
僕は兩君に向つて曰、

「大毎と係争する事茲に八ヶ月、さぞかし君たちは憎む可き青年藤本の奴と思つたか、それとも愛すべき青年藤本と思つたか？」

兩君沈黙して返事なし。

僕は言葉を續けた。

「御兩君、僕は君達に對して、附帯私訴三十五萬圓を提起したのだ、所が君達は幸だ、裁判所の事務上の間違ひから、僕の提起した附帯私訴は審理なしに却下せられた、まあみたまは、この通りだ、検事は起訴したといつてゐるに對し、判事は起訴なしと云つてゐるのだ、恐ろしい事務上の間違で君達のもつての幸をしたよ」

荒木「附帯私訴を提起せられたそうですが」と荒木君は憎らしげな嘲笑的態度を僕に示すのであつた。

僕「だが荒木君、僕はもう裁判所へ訴えるといふ事はやめたよ、僕は毎と東日を踏臺として加藤内閣倒壊を法廷に於いて圖らうとしたけれ共、やはり司法権の獨立といつても、それは江木法相のニラミでどちらにでもころぶ獨立であつた。

一六三

「誠にながらくお待たせを致しました、重役諸氏も非常に奥様の御病氣を氣毒に思われまして茲に僅少ではありますが、金壹百圓、お見舞のしるじとして贈呈を致します」とお見舞と書いて包に水引をかけ、下には大阪毎日新聞社と書いてある。

僕「有難たう御座います、誠意のこもつた壹百圓、それは將に三十五万円と私は思ひます」

「内の重役はなか／＼よく事の判つた人であらう」と荒木君はいふ。

立半「はなはだ失禮ですが受取証を書いてもらひたい」といわば、荒木君が傍から受取証なんか不必要なのだけれ共、之もわたりものだといふ。

僕「よろしいとも／＼三十五万円を受取りた、では三十五万円と書きましようか？」と云へば、

兩君は傍から聲を揃けて、

「いや／＼百円でよい」

僕「そうか、それでは百円と書かう」

立半「誠に失禮ですが別條はないのですけれ共、受取と序に貴社に對しては今後民事上の訴訟はせぬといふ事並に一切毎日新聞社に對しては、苦情は申さぬといふ事を書き

入れてもらひたい」

僕「よろしいとも／＼」僕は立半君のいふがま、それをかくのであつた」

「尻のトロイ奴だ、天下を論ずるには物足らぬ、百円で已の口を塞がうとする氣なのか、思はば天下の毎日ともあらう者が、その心根がいとらしい、いやもう世の中のあさましい事」と僕は思つたけれ共それは顔色にも見せなかつた。

立半君は百圓を私に渡してから改めて私に申されるは、

「君を暗殺犯人と報道した事は誠に相済ぬ次第であつた、君は平素からあんな立派な御精神でありましたのですか、若しもさうであつたのなら、私（立半）は直接筆をとつて君の爲に辨明書を書きます、之は決して恥づ可き行爲でなく、新聞社としては當然讀者に對する責任である」

僕「有難たう、私は貴殿のお言葉を拜聽して心から歡喜します、それでこそ眞實なる大新聞紙の襟度であります」

立半君、暗殺といふ言葉のあるのは心外である、我國に暗殺なやない筈である云云、は決して／＼新聞記者の揚足をひらつたのではない、若しも揚足ひらひの爲には辨明書も登載出来ませぬ」と云へば立半君我聲に應じて「そうです」

「然し、立半君決してそれは揚足取りではありません、私の眞實の思想です、暗殺が我國にないといふ僕の眞實の思想を立證する爲に、拙著眞日本主義の三十四頁をお読み下さい、因に眞日本主義の出版は大正十三年八月五日であります、私の事件は全年十二月であります、まあ之をお読み下さい。」

「一舉手一足投にも國家に對する愛憎の感を抱かしめ、責任を以て國家に奉仕せなければならぬ、畢竟國家より附與せられた、教育の權利によりて、國家に對して奉仕の義務を盡せよと主張するのである、故に自己を無視して國家の爲に盡すといふ愚擧をする者はなくなるであらう、例ねていふならば、如何に國家を愛するの念さかんなりとするも、國法を重し一舉手一足投が愛國の眞理に合致するものでなければならぬ、國を愛すればとて感情の激する所、總理大臣に爆彈を投じたり、議會に蛇を投げたり、社會主義者を暗殺したりする事はよし國を愛するの餘りなす事なるべけんも、國法を無視するの行爲を如何せん、我等は國法の下に於かれたる者である、國法を無視する事は國家を無視し又自己をも無視する事である、故に國法を無視し、自我を没却して國家の爲に盡すといふはいはれなき事である。國法は吾人の生命たるが故に、國法を重じて、己を捨てる事は、畢竟己に生くる事

である、此の奥義は大いなり、永遠に生きんとすれば憲法の中に己が生命の在處を探求せよ、大楠公が湊川に自己を捨てたるは、實に彼は湊川で生命をかり得たのである」下畧

「どうです、私の思想はかくの如しです、誰か我に當り得る者がありますか、内閣も破れました。」

警視廳や檢事局も僕の前では頭が上がりません。

大新聞も大敗北致しました。

立半君、ねがわくば君は良心の命する所に従つて、僕の爲に辯明書を登載してくれたまは、かくする事こそ新聞紙の使命を完ふするものとして、又御紙壹百萬讀者に向つて忠實なる所以であります」

立半君答へて曰、

「よろしい、必君の辯明書は掲載いたしましたせう」

僕「有難さう、僕の訴訟の目的はこれにて完全に達せられました、御社から戴いた、壹百圓も亦これ國家の爲に戴いたのである、愚妻もさぞかし感激の涙にむせぶ事で御座いましたよう。」

立半「そうです」

一七〇

僕「國家の名に於いて感謝致します」僕は手を出して立半君の握手を求めた。
「國家の爲だ、正義の爲に我等の力のある限り」

X
X
X
X
X
X
X

第拾章

警視廳と検事局

松本首相秘書官が新聞記者に言明する所によれば、

「犯人は數日前に首相に脅迫状を送つた事がある、僕もそれをみたししかしタイシタ問題ではないと思ふし、あんまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬから僕は警視廳に抗議を申込に來たに抗議を申込に來たのだ」云云。

「あんまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬから僕は警視廳に抗議を申込に來たのだ」とは、なんたる奇怪千萬な言葉ではないか、「あんまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬ」警視廳は流言蜚語の出所であるか、流言蜚語の罪は随分重いと心得

てゐる、釐敷の下帝都三百萬人の治安の維持を以て任ずる警視廳が流言蜚語の出所とは心得ぬ、綱紀肅正を表看板にし暴力取締を勵行する加藤内閣將して國民に對して面白ありといひ得るか、警視廳が流言蜚語の出所とは心得なかつた。

「あまりいひふらすと爲にならぬ」とは何人の爲にならぬのか、若しも國家社會の爲にならぬ事を警視廳がいひふらしたとすれば、それこそ大問題だ、余はそれを形容ある言葉をだにしらぬ、輕佻詭激は警視廳の代名詞か、若しも國家社會の爲にならぬ事をいひふらす警視廳でありとすれば、將に世を紊す元兇であるとせなければならぬ、もし然りとすれば、警視廳の一万有餘の廳員諸子はあげて知行泥棒ではないか、然しそんな事はない、そんな事があつてはたまらぬ。

しからば首相秘書官松本忠雄氏の言明せられたる。

「あまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬ」とは果して如何なる意味か、若しも警視廳が國家社會の爲にならぬ事をいひぬとすれば、何人の爲にならぬ事を云つたのであろうか、そうだ警視廳は決して世の中の爲にならぬ事を云はぬであらう、しかば「このあまりいひふらすと爲にならぬ」とは何んの爲にならぬのか、それは申すまでもなく。

一七一

「加藤内閣の爲に」ならなかつたのであろう。

「僕は今日警視廳に抗議を申込に來たのだ」といふ抗議とは何んの態ぞ、正しく首相秘書官は一刑事問題に週章狼敗して「警視廳に抗議を申込に來た」のであろう、その態の悪い事今眼前に髣髴たるではないか。

警視廳は正しい事を云つてゐたに相違ない、然しながらその正しい事をいふ事は、加藤内閣の爲にならなかつたのである、そして正しくない事をいひふらして加藤内閣の爲に忠勤をぬきんじたのであろう。

論より證據、撲を暗殺犯人といひふらしたり、精神病者といひふらしたではないか、そも、此の事件は新聞社の知ろう筈がないのである、又警視廳もしらない、たゞ獨り知つてゐるは首相閣下その人のみである、余輩の事件をして、暗殺犯人といひ、精神病者と發表したるは、首相側近の馬鹿野郎の仕事である。

正しき警視廳を正しからざるものと發表せしは、
「あまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬから、僕は今日警視廳に抗議を申込に來た」正しく、蛙は口からの通りである。

警視廳に質す、郷等に爲にならぬ事をいひふらしたまひしか？、そんな爲にならぬ事

をいひふらし給ひし事などは絶対にありますまい、要するに卿等は加藤内閣の爲に濡着を着てひたすら忠勤をぬきんじられてゐるのでありますよ、悲しい哉、國家の爲の警視廳にあらずして、一個大臣の爲の警視廳たるを如何せん、答辯あらばきかまほし。

余の提起せし、大阪毎日新聞告訴事件も審理し給ひし、判事檢事諸子の苦衷を諒察す
大阪地方裁判所檢事局殿。
大慶區裁判所殿。

卿等は余が提起せし告訴事件に基き、大毎の如きは根こそぎ膺懲して國家風教の爲に盡したいお考であつたであらうと思ひます、和解をせよ、など申されて不肖芳太郎如き者に向つて「あまり高い雲の上のやうな事を言つてもらつては下の方な者には見ぬ」などと赤恥曝らされたやうな事は、さぞかし無念骨髓に徹したであらうと思ひます、又は事務上の間違かは知らないが、
檢事殿は起訴したりと仰せられ、

判事殿は起訴なしと仰せられて、……… 僕が検事局へ尋ねに行つたら、後藤検事は書記に向つて「フーン三十五萬圓か」と仰せられた事は確に耳にしました。ほ、おかしいですよ、然し私は卿等に御同情申しあげます、卿等は帝國の検事であり、判事であります、おそろく、彼が如き我文化の敵、朝憲紊乱を敢てする、新聞紙を脅慄して國家風教の爲に大いに貢献したかつたでありましょう、然し、それは、「あまり警視廳あたりでいひふらしては爲にならぬ」といわれるこわい叔父さんなら、み、こわいから、即ち國家風教の爲に盡されると、警視廳のやうに爲にならぬから、その抗議があつた爲と、社會風教の爲にならざる事をして、彼の爲に忠勤をぬきんじられたのであらうと愚考いたします、さぞ苦しかつたであらうと御同情申し上げる、然しながら卿等は國家の檢事判事ではなくして、一個大臣の爲の判事檢事のやうに愚考いたします、お説あらばきかまはし。

第拾壹章

同 穴 の 貉

大正十四年二月二十七日、大阪毎日新聞は左の如き社説を掲載したり。

第一萬五千號

「大阪毎日新聞は本日第一萬五千号に達した、之を歲月にして僅々四十餘年に過ぎず、新聞紙の生命として敢て長きを誇るに足らないが、我新文物制度の古きも、尙五十餘年を出でないの思はば、我大阪毎日亦新日本文明の一古參たるを失はぬであらう、是一萬五千号を迎へて聊か自祝の意を陳べ我等の敬愛する讀者にその悦を頌たれん事を望む所以である。

吾等は徒に吾等の事業の成長した事を世に示さうとするものではない、けれ共新聞紙の發達が文化の進歩と並行するとすれば、我國に於ける新聞紙の長足の踏歩は是我文化の躍進を語るものでなくて何んであらう、この意味に於いて、我大阪毎日新聞が通信報道の機關に於いて、歐米の優秀なる新聞紙に比べて敢て遜色なく、殊にその發行部數に於いて世界四五の新聞と同列に擧げらるゝに至つた事は、之を我國の誇として敢て差支ないであらう、新聞紙の事業も他の事業と同しく、或は之より以上に慘憺たる經營の苦心を要する、我大阪毎日新聞過去の歴史は實に努力と奮闘そのものであつて、決して順風に帆をあげて來たのではない、しかしてその發育に於いて、生長に於いて、讀者の眷顧に負ふ處大な

るは、吾等の感謝惜かざる所である。

新聞紙の使命は獨り報道通信に止まらない、そこに私に營まらる、新聞事業に公共的性質を帯び來たる、即ち新聞紙の報ずる所、論ずる所、世の風教に相關し、その影響は直に世道人心に及ぶ、新聞に従事するもの、責務の輕からざるは即此の故である、然しながら吾等は自ら世の指導に任ずるといふが如き自惚を以てゐない……故に吾等は敢て自ら指導などに僭しない、下畧」

尙大阪毎日新聞一万五千号祝典に與わたる。

加藤首相、若槻内相の祝辭左の如し。

加藤 首相

「新聞界の覇者たる大阪毎日新聞の一萬五千号に達せるを祝す、貴紙が常に公正の論議を以て、輿論を指導し我文化に多大の貢献をなしたる事實は冷く人の知る所なり、將來益々御健闘國家の進運に寄せられん事を祈る」

若槻 内相

「我國言論界の雄大阪毎日新聞社、業愈々發展し、本日をしてその一萬五千号の祝典を舉

げらる、は予の最欣快とする所なり、普通選舉法の實施とともに、今後國運の進展が輿論の源泉たる言論機關の力に俟つこと益々多かる可き事を信ず、茲に成典を祝すると共に大いなる期待を以て前途の隆昌を祈る」

聰明なる讀者諸子よ、諸子は前記大毎の社説及び、首相内相の祝辭を読み給ふて如何の感がある。

大毎「我大阪毎日新聞が通信報道の機關に於いて、歐米の優秀なる新聞紙に比べて敢て遜色なく、殊にその發行部數に於いて世界四五の新聞と同列に擧げられるに至つた事は、之を我國の誇として差支ないであろう」

大阪毎日新聞が通信報道の機關並にその發行部數が、世界四五の新聞と同列に擧げらるる事は眞實であろう、然し、報道通信の機關の設備と、發行部數の夥多によりて、それを以て我國の誇とするか否かは疑問であるが、毎日がその社説に於いて之を論ずるは、はやらぬ芝居は座元がはめる式で之を認めて置かう、然れ共吾人が如何にして見逃さんとするも得べからざる、文章がある、それは左の文章である。

「自ら世の指導に任ずるといふが如き自惚を以てゐない……故に吾等は敢て指導な
せと借しない」といへる事である。

借問す。

大阪毎日新聞論説記者足下、指導は自惚にして借越なりや？ 不肖はいさ、か大毎記者
とは見解を異にするものなり、指導は實に愛なり、指導は愛の形にあらわれたるものにし
て愛なくば指導はなし得られず、その長老が若者に對し若者が幼者に對し、將亦知る者が
知らざる者に對して教ゆるは、尙は負ふた子に教わられて淺瀬を渡る如く、子供に教えら
れる大人あり、生徒に教えられる教師あり、六十歳にして人に耳を傾くといふ孔子の如く
、人はオギア―と生れて棺をおふに至るまで、一日として一時として人の指導を受けずし
て生活はなし得られざるなり。

我等が智見を博め、業を起し事をなすには一として人の指導を受けざるはなし、故に我
等も亦後進の者に懇篤なる指導を怠る可からず、けだし人類は相互の指導によりて向上發
展するものなり、指導こそ人倫の大道にして愛の道たるなり。
然るに世には不心得なる者多し、少し人より業のすぐれたるあらば、これに自惚れるも
のなり。

彼等は指導の本義を解せず、指導が愛にして人倫の大道たるを辨せずして、

いさ、かばかりの指導にも大に自惚れて、澤山の指導料をもボル者あり、學校は子弟の
薰陶指導を以て生命とする所なれ共、輕薄なる徒輩は指導の本義を解せずして學校は今や
一個の營利商店と異ならざるに至れり、指導によりて利を得んとする者は、指導する事を
勿體ぶり、已は大に尊大にかまわるものである、かくする事は指導料を多くせしむるに容
易たればなり、彼等は尊き指導の任務を恥しめるものである。

然れ共指導は愛にして人倫の大道たる事を心得てゐる人々には、指導する事に於いて自
惚れるやうな事は絶対にない、あ、誰か恩師の薰陶に對して、自惚れなる者よ、借越なる
者よといひ得るか。

指導を自惚るやうな者に祿な奴はゐない、學校で排斥せられる教師の多くは此の自惚レ
黨である、彼等は指導の本義を解せずして指導を恥しめる者である。

然らば大阪毎日の社説の如く、

「自ら世の指導に任ずるといふが如き自惚を以てゐない……故に我等は敢
て指導なせと借しない」

實に大阪毎日の社説記者は指導の文字を解せさるといふ可きである、指導の中には自惚

レとか借越などの意味はあつて然る可きものではない。
あ、大阪毎日社説記者は指導の意味すら解せざるか？

世の俗物輩は指導を以て自ボレるものなり、彼大阪毎日の讀者多數は指導を自ボレる俗物黨なるか？若し、しからんには、狡猾なる大阪毎日は營業政策上斯くの如き佞奸なる社説を掲載したるものならんか？

然り、大阪毎日の使命が世を指導するにあるとなさんか、恐らく大阪毎日の讀者は、自ボレ奴！と叱責するのであらう、いや誠に新聞紙の品位を見て、讀者の品位を察すべしとは宣なるかな。

かくの如き低級なる讀者に媚んとすればこそ、「世の指導に任ずるといふが如き自ボレは以てゐない……故に吾等は敢て指導なぞと借しない」と書きたるものなれ、法螺は吹きたし、自慢はしたし、といつて讀者の御機嫌も伺ひたし、揚句の果考わつた名文章が、

「世の指導に任ずるといふが如き自ボレは以てゐない……故に吾等は敢て指導なぞと

借しない」であらうか？

指導を自惚れて多くの指導料をせしむる者を稱して香具師といふ。
「世の指導に任ずるといふが如き自惚は以てゐない」といふは、まさしく、我は香具師に

あらずといふが如きである。

我は香具師にあらずといふ者に限つて、その實香具師ならざるは無しだ。

ゆらい、香具師なる者は、人を欺すを以て本領とす、然し同じ欺すといつても香具師と詐欺師は自ら異なるものである、余は今茲に香具師と詐欺師の區別を書くの時を持たされど、詐欺に詐欺罪あれ共、香具師に香具師罪なし、故に香具師に欺されるは、欺される者の方が悪いのである、即香具師は所謂紳士の職業である、彼大阪毎日の慈善團の如き、若しくは彼の大懸賞の如きは香具師の香具師たる所以を、最露骨に之を表現したものとといひつ可きであるまいか？

實に大阪毎日新聞はその社説に於いて論ずるが如く、世の指導に任じないといふのである、然らば何を以つて使命とするか、曰、それは世の煽動を以て使命とするのである、そ

れは、暗殺を大和魂の華と教わたり、首相を殺す氣が今もあると報道したり、善人に反対せらる、者即悪人、悪人に排斥せらる、者即善人等の社説に見て明々白々なり。

即彼は煽動を以てその使命とし。

香具師を以てその職業とす。

若しそれ指導が自惚なりとすれば世の道しるべはあけて自惚ならざるはなしか。

首相、内相、の説辭の如き、今更批判の價値なし、なんとなれば、彼等は同穴の貉たればなり、若し首相内相にして恥を知り給ふならば速に面を洗つて穴より出で給はせかし。

第拾貳章

帝國官僚諸氏にあたふる公開狀

蹇々匪躬の節をならはさんとして、身命を國家に奉ずる、官僚諸氏よ、不肖謹しんで卿等に告ぐ、ねがはくは端的なる言葉を用ふる事を許されよ。

首相秘書官松本忠雄氏が急據警視廳に至り、

「あんまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬから、僕は今日警視廳へ抗議を申込に來たのだ」と新聞記者に語りし言葉は實に奇々怪々である。

そもくこれには二様の解釋がある、即ち第一の解釋は、

警視廳自ら社會國家の爲にならぬ事をいひふらした、即ち警視廳は流言蜚語の出所たる事を首相秘書官自ら天下に言明したるなり。

第二の解釋は、

警視廳は決して國家の爲にならぬやうな事をいひふらさなかつた、それは正直に事の真相を發表せんとしたのである、乃内閣は大に狼敗して首相秘書官を急據警視廳に遣はし、

「沈黙せよく、そんな事を發表しては、内閣が大變だ、だまれく」と抗議を申込まれたのである、然しながら新聞記者に向つては、せついのまんどゆう然と、

「犯人は數日前首相宛に脅迫狀を送つた事がある、僕もそれを見た、然し大した問題ではないと思ふし、あんまり警視廳あたりで言ひ觸らすと爲にならぬから、僕は今警視廳に抗議を申込に行つたのだ」と、さながら警視廳が流言蜚語をするので、その抗議に行つたのだと恥も外聞も忘れた胡麻化しを、新聞記者に語つたものである。

内閣から抗議を受けた警視廳

は、遂に事件の真相を發表せず、不肖芳太郎を目して、首相暗殺を企てし兇漢一取調の末精神に異状ありと發表したのであらう。
あ、輩の下帝都三百萬人の治安の維持を以て任ずる警視廳よ、如何に内閣の命とは云へ實を枉げて虚を語るは忠臣のとらざる道でありますぞ。

不肖の大阪毎日新聞社告訴事件に對する檢事局、裁判所の態度は既に異曲を盡して記述したり、余は大阪地方裁判所檢事局諸氏の、國事に盡されるの勞苦は之を多とするものなり。

然れ共、暗殺を大和精神の華と教ねたり、首相を殺す氣が今もあると報道したり、悪人に反對せらる、者即善人、善人に排斥せらる、者即惡人等の毒筆を揮つて國家社會を紊す所の新聞社の爲に……新聞社の爲と申さば、檢事局はくすぶつたく思はれるかはしらないが、余の告訴事件に對する檢事局の態度より推して考察するならば、眞に讀者諸子は嘔吐を催はさる可し、然しながら大阪地方裁判所檢事局はかくの如き、悪人共を擁護せらるならんかと思ふに決してしからず、實に大阪地方裁判所檢事局の諸氏は、

夜となく、晝となく、日曜もなく、祭日もなく、ひたすら國家の爲に重きを以て任じられる人々のみである、之は余が讚辞ではない、檢事御自身のお言葉である、故に大阪地方裁判所檢事局は余の告訴事件に基いて、彼等の如き惡人共を根こそぎ膺懲したかつたであらうと、私は想像する、なんとすれば大阪地方裁判所檢事局の、人々は國法の前に畏怖する人々ばかりであるからである、決して國法を玩弄せられるやうな人は一人もないからである。

然るに、二百日間も取調べた揚句、和解をしてやつてくれ〜〜、とあるひは君のやうな高い雲の上のやうな事を云つてもらつては下の方な者には見ぬぬとか、全く以てお話にならない事はかりである、よし事務上の間違ごこそ申すなれ、檢事は起訴したりといひ、判事は起訴なしと申して、故なく附帶私訴を却下して、國家を喰つふさんとする惡者共に有利な判決を與ふるが如きは、眞に神聖なる司法官として天に向つて恥づる所なきか？

然しながら余は司法官に向つては一言も問はぬ、なんとすれば、
警視廳に抗議を申込んだ内閣は、
今また、大阪地方裁判所檢事局へ抗議を申込だに相違ない、然らざれば大阪地方裁判所檢

事局としては、悪人共と和解せよなきといふ可き理なきが故である。
嗚呼大阪地方裁判所検事局の人々よ、卿等は眞に國法に向つて忠信なる人々である。
あ、内閣から抗議を申込まれて、己のが良心に向つて背かざる可からざる破目に陥いられたる、卿等の苦衷察するにあまりある。

X
X
X
X
X
X
X
X

警視廳に抗議を申込た事は首相秘書官自ら言明の通りであるが、大阪地方裁判所検事局に對して、内閣より抗議のありしや否やは余は何處よりも聞かぬ。
然れ共、人は平素の素行が大切である、一度悪事をすれば、社會の容疑は深くなる、此の點に就いては、警視廳や検事局の人々は余と同感であろう。

内閣が検事局に抗議を申込たか否かは、余が彼にかゝる容疑である。
余が此の容疑を立證する爲に、首相内相の言辭を引用す。(大阪毎日新聞一萬五千号祝典に與つたる首相、内相祝辭參照一七六頁)

首相は大阪毎日新聞に向つて
「新聞界の覇者たる、大阪毎日新聞の一萬五千号に達せるを祝す、貴紙が常に公正の論

議を以て與論を指導し我文化に多大の貢獻をなしたる事實は冷く人の知る所なり、將來益々御建國國家の進運に寄せられん事を祈る」

又若槻内相は、

「我國言論界の雄大阪毎日新聞社、業愈發展し、本日をしてその一萬五千号の祝典を擧げらる、は、予の最欣快とする所なり、普通選舉法の實施とともに、今後國運の進展が與論の源泉たる言論機關の力に俟つ事益々多かる可き事を信ず、茲に盛典を祝すると共に大いなる期待を以て前途の隆昌を祈る」
聰明なる官僚諸氏よ、

煽動を以てその使命とし、

香具師を以てその職業とする、大阪毎日新聞をかくの如く稱讚するは全く、
加藤内閣が、煽動内閣香具師内閣たる事を自ら立證したるものである、既に彼等は香具師である、尊嚴なる國法を玩弄し、刑事政策の名の許に秕政を行ふは、彼等の常套手段である。

神聖なる検事局によからざる抗議を申込んで、あたら忠良なる臣民に對して、司法權の獨立をして疑はしむるの罪惡を犯さしむるものである、あ、人民の名に於いて詛ふ可き加

藤内閣！。

南風が吹いてゐると思つて卿等は南風の手當をしてゐる、上司は卿等に向つて、否これは北風だといへば卿等は餘儀なく上司の北風に從ふか？

東風が吹いてゐると思つて卿等は東風の手當をすれば、上司は卿等に向つて、否これは西風であるといへば、卿等は餘儀なく、上司の西風に從ふか？、上司の命令に服従するは之官吏の節操と雖も、實を枉げて虚に從ふの理ある可き筈なし、若し實を實とし、虚を虚として、卿等が正しき道を進まむとすれば、卿等は忽ちその職を去らねば能わざるの苦境にあるを如何せんか？

小學校修身教科書我等に教ふ。

或呉服商店に正直なる少僧あり、店主は不正直なるよからぬ者なり、つとに小僧に命じて曰、「呉服太物類に疵あらばこれをかくして、ごまかして、來客に賣りつけよ」と、然れ共、此の商店の小僧は正直なり、如何に主人の嚴命なりと雖も、疵ある反物を疵なしと詐稱し、ごまかして、來客に賣るにしのびず、年少可憐なる少年は、主人の命に從わんとすれば

己が良心にそむき、己が良心に從はんとすれば主人の命にそむく、如何せばよからむやと、此の大問題に逢着して懊々として苦しめり……或日婦人の來客あり、反物を買はむとして、次から次へよき縞柄を撰めり、最後に婦人が、此の反物をと、遂に購入する事に定めぬ！、あ、此の反物こそ疵ある反物にてありしなれ！、小僧愕然として驚きぬ！、後の帳場にはこわき主人の眼光り、前には疵あるうともつゆしらぬ婦人は遂に、その反物を己が風呂敷につ、まむとぞなしたりぬ、可憐なる小僧の良心は忽ち閃きぬ、奥様！、奥様！、一寸その反物をお見せ下さ、い、小僧はその反物を婦人の手より取りて、その中を改めて、その反物に疵ある事を示しぬ。

その夜、主人の叱責は嚴びしく小僧に及びぬ。

「汝が如き阿呆正直者を此の店にをいてゐては、店の爲にならぬ、今晚かぎりいとまをやるから出て行け！」

小僧は、深夜泣くく、その家を去らなければならなかつた。

間として一生を終らなければならぬ。

人あるひは問はむ、加藤内閣はそういつまでも續くものではない、今や將に崩壊せんとしてゐるではないか？

然り、加藤内閣は永久に續くものではない、然し加藤内閣に更はる何者があるか、政友會？ 本黨？

政友會内閣となることも、加藤内閣より悪しかることも決して善かる可き道理はない、本黨内閣であるならば更に更に然りである、今日の我國の政黨に於いて最も素質の善かる可きは、まだしも憲政會内閣たる事に衆口一致すべし。

然らば内閣更迭するとも、諸氏は永久に、太い者には呑れ、長い者にはまかれて、眞に自我的人生を送る能はざるに至らむ、然らば之獨り加藤内閣のみの罪にあらずして、今日社會の病患なり、即ち社會にして改造せられずんば如何に、内閣の更迭あるとも、諸氏は永久に浮び出づるの時こそとは無からぬ。

然らば今日の社會を如何に改造するかが、社會革命の核心は、各自にデモ文化生活を送らしむるにあらずして、各自にそれ／＼自我の生活を送らしむる事を根本要素とせなければならぬ。

自我の生活をもとめて、ある者は無政府主義に走り、或者は共產主義に隨する、然れ共彼等は、自我に至らむとして、没自我に沈湎しつゝ、あるを如何せむ、畢竟彼等は大きいなるものを忘れたる、即彼等は精神を忘れたり、我等にして精神の根本的改造なくんば、社會は決して改造せらる可き者にあらず、革命とは天秤棒の上下をいふにあらず。

革は改むるにして、命は生命なり、生命は即精神にして、革命は精神の改造を根本要素とす、若しそれ革命と精神の改造を抜きにすれば、結局革命は天秤棒の上下と等しく、人類の爲には決して福幸をもたらずものにあらず。

人類が自我的生活を送るには、人類が正義に覺醒せなければならぬ、曰、如何に覺醒すべきか。

一 權利義務の本質を悟らなければならぬ、即權利義務は共に、眞善美に至るの道にして、善なるものなり、善ならざる義務とても無ければ、善ならざる權利ともない、然しながら義務なる善は權利なる善に至るの道にして、義務とは畢竟人間を善に至らしむるの道なり。

小僧は主人の命に服従すべき義務ありと雖も、疵ある反物を欺きて賣れよとの、主人の命に服すべき義務はなし、畢竟かくの如きは義務にあらざるなり。

債権者は債務者より支拂を受く可き権利を有すと雖も、債務者に餓を興わてまでも之を取立つ可き権利なし、よし法律は之を認むるとも、道徳は之を認めず、渴しても盗泉の水は飲む可きにあらざれ共、渴するならばよろしく人の家に至りてお茶を乞ふ可し、腹がすいてもひもじくない、といふ勿れ、腹がすけばよろしく乞食をすべし。腹金殿玉樓公子の前、貧苦襁褓勞者疲る、は之國家の責任なり、之が長じて天秤棒式の革命に至るとも、その責任は金殿玉樓公子に在り。

今日の法律的權利義務觀念は、甚だしく人類を侮辱したるものなり。

二權利義務の本質を自覺したる人には、

納税、兵役、教育が三大權利にして、

勞働、相互扶助、選舉が三大義務なる事を知り給ふならむ。

三茲に於いて始めて、國家革新の基礎は定まる。

即納税を權利とする、

愛の租税を納むる事。

四選舉を義務とする所の眞選舉法。

五權利は即眞善美にして善なり、天皇の大權は大眞、大善、大美なり、天皇の大權を信す

るならば、我國に前科者のあるは誠に不思議とすべきなり、若し我國に前科者ありとすれば、悪事をして未だ世に曝露せざる者、若しくは刑事政策の美名のもとにかくれた者なり、極端なる批評かわ知らないが、我國の過去の有權者は全部皆あげて前科者の感がある。

天皇の聖名に於いてする、刑事の判決を受けたる者は、その判決によりて、その罪は赦されたるなり、罪惡は罰を生む、懺悔或は罪を防ぐ可けんも、改悛は決して罪を赦すものにあらず、赦されざれば罪を免る能わす。

御製にのたまふ

罪あらば我を咎よ天津神

民はわがみの生みし子なれば

あ、この信仰ある者にして革新の大業は成就し得られるなり。

我が敬愛なる官僚諸氏よ、誤りたる法律的の權利義務觀念を大々的に擺脫して、我が

愛の租税と、眞選舉法に依つて眞日本帝國の基礎を築かうではないか。

愛の租税と眞選舉法は、我國民に自我の生活を與ふる大道なり。

今日の強制執行的税法と普通選舉は、國民をして神經衰弱に陥らしむる大々的陷罪である

煽動的な、媚俗的な、小人輩の學者、政治家にしてやられる、あわれなる我民衆よ、卿等の前に設けられたる、陥穽ともしらすに、普選の美酒に酔ひつふれて、ばつさも足をすべらしたが最後、諸子は復立つ事は餘程の難事であるぞよ。

然れ共、よし陥穽とはいふもの、普選は既に兩院の協賛を経て、今將に國法たらんとしつゝある、我等は國法の許に置かれたる者である、故に我等は普選に従わなければならぬ。

余は茲に大聲叱呼、天下に呼號して更に選舉法の大改正を提議する、即眞選舉法である、余は眞日本主義に於いて、之を説明せり今之を省畧すると雖も、本戰闘記は實に、普選に對する眞選舉法の戰闘なり。

加藤内閣を向ふに廻し、彼の足輕輩たる東京日日新聞、大阪毎日新聞を木葉微塵に打ち碎き、孤軍よく今日まで善戦を續け來たる事は、諸氏に於いても壯としてもらなければならぬ。

戰闘將にたけなはなり。

一、暗殺を日本精神の華とする者。

二、煽動と媚をもつて私服を肥やさむとする者。

三、上司の命としあらば、不義なる命と雖も易々諾々として之を奉じ、以て己のが榮達
の速ならむ事をこひねがふ者。

四、普選の美酒に酔ひ、罪惡の乱舞場に狂態痴態の限を盡さむとする者。

五、不義を樂む者。

以上の者共は大同團結して、加藤内閣の陳營に馳せ參すべし。

一、暗殺を我國の辭書より抹殺せんとする者。

二、暴力を一生一度使用せんとする者。

三、納税、兵役、教育を三大權利とし、勞働、相互扶助、選舉を三大義務とする者。

四、愛の租税と眞選舉法によりて、國を治めむとする者。

五、正義を樂む者。

彼等は皆我が眞日本主義の陣營に來たれ。

我が敬愛なる帝國の官僚諸氏以て如何となすか？

この公開狀豈獨り我官僚諸氏に與ふるのみならんや。

卷頭の一詩、更に繰り返して諸氏に呈せん。

普選拾年籠精衷
授受黃白射雌雄
獨克制內閣死命
立憲道何日乎通

官僚諸氏よ、くよくく懊惱する勿れ、歴史は大劇作として味ふ可く地球は大花園として、眺む可し。
大地に四股を踏み、宇宙高く天に翳して大芝居をうつは之を以て男子の本領とせずや。
日本大革新劇の主要人物乃悠々登場せんとす、拍手以て之を迎へずや。

戰 闘 記 終

大正十四年十二月二十日印刷

戰闘記奥附

大正十四年十二月廿九日發行

正價金五拾錢

不許複製



著者 藤 本 芳 太 郎

兵庫縣神崎郡川邊村淺野三十六番地

發行所 眞 日 本 社

兵庫縣加西郡北條町北條千四十二番地

印刷人 高 井 幹 二

發行所

兵庫縣神崎郡川邊村淺野

眞 日 本 社

一頁	精衷……トアルハ	誤
二頁	(十三年八月廿八日)	正
三頁	三十歳	九頁
四頁	首想宛	象
五頁	五十五歳	茶
六頁	我を罪せよ	毒
七頁	低納	志
八頁	慇なる	象
九頁	検事殿の	正
十頁	二十五萬	象
十一頁	眞日本主義とは	毒
十二頁	蛇喝	志
十三頁	想烈	象
十四頁	人の美	毒
十五頁	心熱	象
十六頁	蛇蝎	毒
十七頁	美烈	志
十八頁	美烈	象
十九頁	美烈	毒
二十頁	美烈	志
二十一頁	美烈	象
二十二頁	美烈	毒
二十三頁	美烈	志
二十四頁	美烈	象
二十五頁	美烈	毒
二十六頁	美烈	志
二十七頁	美烈	象
二十八頁	美烈	毒
二十九頁	美烈	志
三十頁	美烈	象
三十一頁	美烈	毒
三十二頁	美烈	志
三十三頁	美烈	象
三十四頁	美烈	毒
三十五頁	美烈	志
三十六頁	美烈	象
三十七頁	美烈	毒
三十八頁	美烈	志
三十九頁	美烈	象
四十頁	美烈	毒
四十一頁	美烈	志
四十二頁	美烈	象
四十三頁	美烈	毒
四十四頁	美烈	志
四十五頁	美烈	象
四十六頁	美烈	毒
四十七頁	美烈	志
四十八頁	美烈	象
四十九頁	美烈	毒
五十頁	美烈	志
五十一頁	美烈	象
五十二頁	美烈	毒
五十三頁	美烈	志
五十四頁	美烈	象
五十五頁	美烈	毒
五十六頁	美烈	志
五十七頁	美烈	象
五十八頁	美烈	毒
五十九頁	美烈	志
六十頁	美烈	象
六十一頁	美烈	毒
六十二頁	美烈	志
六十三頁	美烈	象
六十四頁	美烈	毒
六十五頁	美烈	志
六十六頁	美烈	象
六十七頁	美烈	毒
六十八頁	美烈	志
六十九頁	美烈	象
七十頁	美烈	毒
七十一頁	美烈	志
七十二頁	美烈	象
七十三頁	美烈	毒
七十四頁	美烈	志
七十五頁	美烈	象
七十六頁	美烈	毒
七十七頁	美烈	志
七十八頁	美烈	象
七十九頁	美烈	毒
八十頁	美烈	志
八十一頁	美烈	象
八十二頁	美烈	毒
八十三頁	美烈	志
八十四頁	美烈	象
八十五頁	美烈	毒
八十六頁	美烈	志
八十七頁	美烈	象
八十八頁	美烈	毒
八十九頁	美烈	志
九十頁	美烈	象
九十一頁	美烈	毒
九十二頁	美烈	志
九十三頁	美烈	象
九十四頁	美烈	毒
九十五頁	美烈	志
九十六頁	美烈	象
九十七頁	美烈	毒
九十八頁	美烈	志
九十九頁	美烈	象
百頁	美烈	毒

大正十四年十二月二十日印刷
大正十四年十二月廿九日發行

戦闘記奥附
正價金五拾錢

製復許不

著者 藤本芳太郎
發行所 眞日本社
兵庫縣神崎郡川邊村淺野三十六番地
兵庫縣加西郡北條町北條千四十二番地
印刷人 高井幹二

發行所 眞日本社
兵庫縣神崎郡川邊村淺野

終

